

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
駐屯地等情報基盤に関わる役務 (那覇駐屯地)	防衛大臣承認	-----
	作成	令和3年11月12日
	変更	
	作成部隊	西部方面総監部防衛部システム通信課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省において使用する駐屯地等情報基盤装置に関わる役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001（以下，“一般共仕”という。）による。

1.2.1

駐屯地等

陸上自衛隊の駐屯地及び分屯地（隣接する施設を含む。）をいう。

1.2.2

各システム

防衛情報通信基盤（DII）加入システム、構内電話網などの総称をいう。

1.2.3

接続装置群

GS-C905534及びGS-C905593のネットワークを構成するスイッチング機能をもつ機器をいう。

1.2.4

補助装置群

GS-C905534及びGS-C905593の収容、電源及びその他関連する機器をいう。

1.2.5

監視装置群

GS-C905534及びGS-C905593のネットワークを監視する機器をいう。

1.2.6

情報セキュリティ装置群

GS-C905534及びGS-C905593のネットワーク認証を行う機器をいう。

1.2.7

VLAN

“Virtual Local Area Network”の略であり、物理的なネットワークを仮想的な複数のネットワークに分割することをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成

すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GS-C905534 駐屯地等情報基盤装置 ()

GS-C905593 駐屯地等情報基盤装置 () 構成用品

HS-Z192732 駐屯地等情報基盤 (改修) の設計 (その13)

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について (通達) [防装庁 (事) 第3号 (31. 1. 9)]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について (通達) [装ブ武第188号 (31. 1. 9)]

1.3.2 関連文書

HS-Z162305 駐屯地等情報基盤 (改修) の設計

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、作業を実施するに当たり官側と日程等協議し、業務に影響を与えないよう考慮する。
- b) 本役務は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について (通達)” 及び “情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について (通達)” に基づき、本役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対策などを行うものとする。
- c) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.2 接続装置群・補助装置群のVLAN指示書などの作成

接続装置群、補助装置群のVLAN指示書などの作成は、次によるものとし、“VLAN指示書を作成する対象駐屯地等”、“ネットワーク構成図、ポート収容表、機器設定データ及びパラメータ設定書を作成する対象駐屯地等及び数量”及び“機器設定データを作成する機種”については、調達要領指定書によって指定する。

- a) 契約の相手方は、無償貸付品の“駐屯地等情報基盤 設計書”に基づきVLAN指示書を作成する。
- b) 契約の相手方は、無償貸付品の“駐屯地等情報基盤 設計書”に基づき増設機器における次の資料を作成する。
 - 1) ネットワーク構成図
 - 2) ポート収容表
 - 3) 機器設定データ
 - 4) パラメータ設定書

c) 契約の相手方は、作成された機器設定データに関して運用部隊と連携を図るものとする。

2.3 構築作業

2.3.1 作業対象駐屯地等

作業対象駐屯地等は、調達要領指定書によって指定する。

2.3.2 ネットワーク構築

設置及び据付を行う機器及び数量は、調達要領指定書によって指定するものとし、細部は、次による。

a) 契約の相手方は、契約締結後速やかに、必要に応じ現地調査を行い、据付調整要領書を作成し、官側の確認を受けるものとする。確認先部隊等については、調達要領指定書によって指定する。

なお、据付調整要領書は、無償貸付品の“駐屯地等情報基盤 設計書”に基づき作成するものとし、記載内容は、次によるほか、細部は、官側との調整による。

1) 据付図

2) 作業工程表

b) 機器の接続に必要な局内のケーブル敷設、ケーブル接続、電源接続及び収容架の耐震は、官側と調整し実施する。

2.3.3 接続装置群・補助装置群の設定

2.2で作成した資料に基づき、接続装置群、補助装置群に対する機器設定データの設定作業を行う。対象となる機器及び数量については、調達要領指定書によって指定する。

2.3.4 監視装置群の設定

2.3.2で設置及び据付けを行う機器の監視ができるよう監視装置の設定を行う。対象となる機器及び数量については、調達要領指定書によって指定する。

2.3.5 情報セキュリティ装置群の設定

駐屯地等情報基盤へ接続する装置の管理ができるよう、情報セキュリティ装置の設定を行う。対象となる機器及び数量については、調達要領指定書によって指定する。

2.3.6 試験

機器の正常性確認、設定、単体試験及び各システムの加入を想定した接続試験を実施する。また、契約締結後速やかに、試験要領書を作成し、官側の確認を受ける。対象となる機器及び数量並びに確認先部隊等については、調達要領指定書によって指定する。

なお、試験要領書の記載内容は、官側との調整による。

2.3.7 教育

教育を実施する場合は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 役務従事者の資格

役務従事者（以下、“従事者”という。）の資格は、次による。

a) 無償貸付品の“駐屯地等情報基盤 設計書”の内容について理解する能力を持つものとする。

b) GS-C905534及びGS-C905593の調達品及び提出資料の内容について理解し、その設定及び記載内容について最新化するなどの修正能力をもつものとする。

2.5 従事者の勤務時間

従事者の勤務時間は、1日7時間45分を基準とする。ただし、作業上必要な場合は、監督官等の指示によって勤務する。

2.6 副資材等

本役務に必要な副資材などについては、契約の相手方が準備し、監督官等の確認を受ける。

なお、細部は、官側との調整による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等（以下，“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 無償貸付品・官給品

無償貸付品及び官給品は、一般共仕の箇条5によるほか、調達要領指定書によって指定する。

4.2 提出資料

提出資料は、表1に示すものとし、提出の有無は、調達要領指定書による。

なお、電子記憶媒体の種類及び記憶方式については、官側との調整によるものとし、提出前にウィルスチェックを実施する。

表1－提出資料

番号	提出書類	記載内容	数量	提出時期	提出先
1	機器設定データ	接続装置群などに設定を行うデータ	調達要領指定書によって指定する。	作業終了後速やかに。	調達要領指定書によって指定する。
2	パラメータ設定書	接続装置群などに設定したパラメータ値			
3	ネットワーク構成図	接続装置群などの詳細接続図			
4	ポート収容表	接続装置群などのポート単位の詳細設定書			
5	VLAN指示書	既設を含む接続装置群へ設定するパラメータ値			
6	システム構成図	監視サーバなどの機器の実装図			
7	据付調整要領書	2.3.2 a)による。			
8	試験要領書	2.3.6による。			
9	バージョン・レベル管理表	接続装置群などの各機器のバージョン・レベル管理表			
10	操作手順書	機器操作手順書			
注 ^{a)} 納入媒体は電子によるものとする。					

4.3 保全

契約の相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。

4.4 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受

けることができる。

- a) 官側の保有するデータ，資料などの閲覧に関する事項
- b) 試験など契約の相手方自身で行うことができず，官側の支援が必要な事項
- c) 官側の保有する施設，設備，機器，電力，用水などの使用及び操作に関する事項
- d) 駐屯地等における保全施設立入りの申請受付，許可などに関する事項
- e) その他契約履行に必要な事項

4.5 不具合などの処理

この契約の履行に当たり，不具合などが発生した場合は，速やかに担当官の指示を受けるものとする。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，一般共仕の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	令和3年11月12日
	作 成 部 課	西部方面総監部防衛部システム通信課
	作 成 年 月 日	令和3年11月12日

品 名	駐屯地等情報基盤に関わる役務（那覇駐屯地）
仕 様 書 番 号	

指定事項：

1 2.2 接続装置群・補助装置群のVLAN指示書などの作成

(1) VLAN指示書を作成する対象駐屯地，ネットワーク構成図，ポート収容表，機器設定データ及びパラメータ設定書を作成する対象駐屯地等及び数量

機器設定対象 駐屯地等	品 名	数量	対応部隊
那覇 駐屯地	接続装置群	フロアSWI型	第322基地通信中隊(那覇)
		フロアSWII型	
		PoE-SW	

(2) 機器設定データを作成する機種

番号	品 名	機 種
1	接続装置群	—
1-1	フロアSWI型	日本電気(株)製 QX-S5226P 又は QX-S5224GT-4X
1-2	フロアSWII型	日本電気(株)製 QX-S5226P 又は QX-S5224GT-4X
1-3	PoE-SW	日本電気(株)製 QX-S3226TP-PW 又は QX-S3424FT-4G-PW

- 2 2.3.1 作業対象駐屯地, 2.3.2 ネットワーク構築, 2.3.3 接続装置群・補助装置群の設定, 2.3.4 監視装置群の設定, 2.3.6 試験

(1) 設計・設定・試験等

作業対象 駐屯地等	品 名		数量	確認先部隊
那覇 駐屯地	接続装置群	フロアSWI型	2	第322 基地通信中隊(那覇)
		フロアSWII型	2	
		PoE-SW	4	
	監視装置群	監視装置	2	
		監視管理端末	2	

※接続装置群に記載の機器は、那覇駐屯地内にて縮小環境を構築し、試験等を実施するものとする。

(2) 機器設置

作業対象 駐屯地等	品 名		数量	確認先部隊
那覇 駐屯地	監視装置群	監視装置	2	第322 基地通信中隊(那覇)
		監視管理端末	2	
那覇病院	ラック	收容架I型	1	
		收容ボックスI型	1	

※2(1)の接続装置群に記載の機器は、部隊にて設置するものとし、本調達範囲には含めない。

- 3 2.3.5 情報セキュリティ装置群の設定
実施しない。

4 2.3.7 教育

名 称	内 容	被教育者数 (基準)	場 所	期 間
操作教育	機能・性能 機器操作 障害復旧手順など	5名以内	那覇駐屯地	1日間

5 4.1 無償貸付品・官給品

無償貸付品名	数量	貸付時期及び場所
駐屯地等情報基盤設計書 (その14)	1式	官側との調整による。

6 4.2 提出書類

番号	提出書類	数量	提出先
1	機器設定データ	2式	西部方面総監部防衛部システム通信課 (健軍) ※ 第322 基地通信中隊(那覇) ※
2	パラメータ設定書		
3	ネットワーク構成図		
4	ポート収容表		
5	VLAN指示書		
6	システム構成図		
7	据付調整要領書		
8	試験要領書		
9	バージョン・レベル管理表		
10	操作手順書		

※数量は各1式とする。

入札書

金額 ¥

品名	規格	単位	数量	単価	金額
駐屯地等情報基盤 に関わる役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納地	那覇駐屯地	入札保証金		免除	
納期	4.3.15	契約保証金			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

契約担当官
陸上自衛隊
西部方面会計隊長 木屋 正博 殿

住所

会社名

代表者名